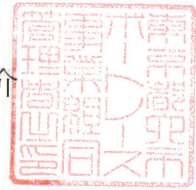


東京都六市ボートレース事業組合職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月29日

東京都六市ボートレース事業組合

管理者 臼井伸介



東京都六市ボートレース事業組合職員の勤務時間、休日及び  
び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都六市ボートレース事業組合職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例施行規則（平成8年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第7条の表夏季休暇の項中「7月1日から9月30日まで」を「6月1日から10月31日まで」に改める。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。